

異議申立てに対する却下処分取消請求事件について

1 趣旨

2021年3月11日付けで町田市が決定した、行政不服審査法（旧法をいう。以下同じ。）に基づく異議申立てに対する却下処分につき、これを不服とした異議申立人側が、当該却下処分の取り消しを求め、町田市を被告とする訴えを東京地方裁判所へ提起したものの。

2 異議申立人（原告）

町田市外在住 70歳代の男性

3 経緯

（1）滞納処分の経緯

2013年度～ 預金債権を6回差押
2015年10月15日 6回目の差押

（2）訴訟の経緯

2013年 4月15日	差押処分1回目のあったことを知った日
2015年10月15日	差押処分6回目のあったことを知った日
2020年 1月31日	差押処分に対する異議申立書の提出
2021年 3月11日	異議申立期間（60日）を経過していたことから、却下決定
2021年 9月15日	東京地裁へ提訴
2021年10月 1日	東京地裁より口頭弁論期日指定書送達
2021年11月19日	第1回口頭弁論期日

4 原告の主張

異議申立期間（60日）経過後の申立てだが、行政不服審査法に定める「正当な理由」に該当するため、市は異議申立てを受理すべきである。

5 市の主張

行政不服審査法に定める「正当な理由」とは、病気、災害、審査請求期間の誤教示等である。

本件申立ては、これらの理由のいずれにも該当しない。